

開催日時	平成 30 年 8 月 16 日 (木) 14:00 ~ 16:30
科目名	特許権侵害訴訟における均等論の第 1 要件及び第 5 要件の解釈適用－知財高裁大合議と最高裁との関係の制度論的考察も含めて－
講師	飯田 圭 (中村合同特許法律事務所弁護士・弁理士)
内 容	特許権侵害訴訟における均等論の第 1 要件及び第 5 要件の解釈適用について、平成 10 年のボールスプライン事件最高裁判決を出発点として、マキサカルシトール事件に係る平成 28 年の知財高裁大合議判決及び平成 29 年の最高裁判決を中心に、田村善之教授の先行研究に倣って知財高裁大合議と最高裁との関係の制度論的考察も含めて、到達点と残された課題とその解決の方向性を検討する。